公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月14日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第13号

公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則等

(契約事務職員等就業規則の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則 (2019年4月規程第46 号) の一部を改正する規程

号)の一部を改正する規程	
(改正前)	(改正後)
(適用範囲)	
第3条 この就業規則は、法人において	
雇用期間を定めて採用された事務職員	
及び技術職員のうち,	並びに特任教員
勤務時間が、休憩時間を除き、1週間	
につき40時間,1日につき7時間45分	
をそれぞれ超えない範囲の者で, 給与	
の支給単位が時給のものを除	<u>日給又は</u>
く者(以下「契約事務職員等」とい	
う。) について適用する。	
(マタニティ・ハラスメントの禁止)	
第20条 略	
	(アカデミック・ハラスメントの禁
	<u>IE)</u>
	第20条の2 特任教員は,職務上の地位
	又は権限を不当に利用し,教育活動又
	は研究活動において、次の各号に掲げ
	ることを行ってはならない。
	(1) 学生,他の職員に対し,不当な言
	動又は指導を行うこと
	(2) 学生,他の職員に対し,正当な理
	<u>由なく教育活動又は研究活動を阻害</u>

	(3) 学生,他の職員の研究成果を取り
	<u>上げること。</u>
	(4) 学生,他の職員を強制的に研究そ
	の他これに類することに協力させる
	<u>こと。</u>
	(5) 前各号に掲げるもののほか、学
	生,他の職員の意に反する不適切な
	言動により、学業又は職務遂行に関
	し損害を与え,又は支障をきたすこ
	<u>と。</u>
(災害補償)	
第49条 契約事務職員等が職務上の事由	
又は通勤により負傷し、疾病にかか	
り,又は死亡した場合は,労働者災害	
補償保険法(昭和22年法律第50号)	<u>又は</u> _
	地方公務員災害補償法(昭和42年法律
の定めるところにより災害補	第121号)_
償を行う。	

(職員就業規則の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則(2019年4月規程第44号)の一部 を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(アカデミック・ハラスメントの禁	
止)	
第26条 職員は、職務上の地位又は権限	<u>教員</u>
を不当に利用し、教育活動又は研究活	
動において、次の各号に掲げることを	
行ってはならない。	
(1)~(5) 略	

(教員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程(2019年4月規程第48号)の一部を改正する規程

(改正前)

(改正後)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則(2019年4月規程第44号)第5条及び公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則(2019年4月規程第45号)第5条の規定に基づき、教員及び非常勤講師(公立大学法人神戸市看護大学臨床教授等に関する規程(2019年4月規程第51号)第2条に規定する臨床教授及び臨床講師を除く。以下同じ。)の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 教員<u>及び非常勤講師</u>の採用等に 関して、この規程に定めのない事項に ついては、労働基準法(昭和22年法律 第49号)その他関係法令の定めるとこ ろによる。

(公正の確保)

第3条 理事長は、教員<u>及び非常勤講師</u>の採用等については、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学会及び社会における活動並びに健康等について総合的に判断し、公正にこれを行うものとする。

(定義)

- 第4条 この規程において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
 - (1) 採用 職員以外の者を教員<u>又は非</u> 常勤講師に任命することをいう。

, 公立大学法人神

戸市看護大学非常勤講師就業規則 (2019年4月規程第45号)第5条及び 公立大学法人神戸市看護大学契約事務 職員等就業規則(2019年4月規程第46 号)第5条 , 非常勤講師(公立大学 法人神戸市看護大学臨床教授等に関す る規程(2019年4月規程第51号)第2 条に規定する臨床教授及び臨床講師を 除く。以下同じ。)及び特任教員

, 非常勤講師及び特任教員

, 非常勤講師及

び特任教員

<u>,</u>非常

勤講師及び特任教員

(2), (3) 略	
(採用の方法)	
第5条 教員及び非常勤講師の採用は,	,非常勤講師及び特任教員
選考によるものとする。	
(非常勤講師の採用選考	及び特任教員
の手続)	
第14条 学長は、次のいずれかに該当し	
た場合は, 法人の教員の推薦により,	
採用すべき非常勤講師の	及び特任教員
担当科目,人数及び採用時期を理事長	
に申し出るものとする。	
(1) 非常勤講師の雇用期	及び特任教員
間が満了するとき。	
(2) 非常勤講師が欠員と	及び特任教員
なるとき。	
(3) 教員の辞職が承認さ	及び特任教員
れたとき。	
(4) 略	
2 非常勤講師の採用選考	及び特任教員
の基準は、細則で定めるものとする。	
3 非常勤講師として採用	及び特任教員
しようとする者が,他の大学の専任教	
員(教授,准教授及び講師に限る。)の	
職位にある場合は、前項の基準を充足	
しているものとみなす。	
(非常勤講師の採用の手	及び特任教員
続等)	
第15条 理事長は,前条第1項の規定に	
基づく申出により,非常勤講師	及び特
の採用を検討する必要があると	<u>任教員</u>
認める場合は,人事委員会に諮問する	
ものとする。	
2 人事委員会委員長は,非常勤講師_	<u>及</u>

の採用に係る人事委員会の	び特任教員
審議の経過及び結果を理事長に報告す	
るものとする。	
3 理事長は、前項の規定に基づく報告	
を受けたときは,非常勤講師	及び特任
の採用について決定するものとす	<u>教員</u>
る。	
4 第1項から前項の規定にかかわら	
ず,次に掲げる場合に該当するとき	
は,非常勤講師の採用に	及び特任教員
ついて, 理事長が決定する。	
(1) 当該非常勤講師	及び当該特任教員
を継続して雇用する場合	
(2) 緊急に非常勤講師を	及び特任教員
採用する必要がある場合	
(3) 略	
(特任教員に関する規程の一部改正)	

第4条 公立大学法人神戸市看護大学特任教員に関する規程 (2020年4月規程第22号) の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
第4条 特任教員の採用は、公立大学法	
人神戸市看護大学教員の採用等に関す	
る規程(平成31年4月規程第48号)を	
<u>準用する。</u>	
(雇用期間)	
<u>第 5 条</u> 略	<u>第 4 条</u> 略
(採用)	
第6条 特任教員の採用の方法及び手続	
は,公立大学法人神戸市看護大学教員	
の採用等に関する規程(平成31年4月	
規程第48号)に基づく非常勤講師の採	
用の方法及び手続の例による。_	
(職務)	

<u>第7条</u> 略	<u>第 5 条</u>
(教授会等の取扱い)	
第8条 特任教員は、公立大学法人神戸	第 6 条
市看護大学教授会及び公立大学法人神	
戸市看護大学研究科委員会(以下「教	
授会等」という。)に出席する義務を負	
わない。ただし、 <u>学長</u> 又は研究科長が	学部長
必要と認めた場合は、教授会等に出席	
し,意見を述べることができる。	
(勤務時間,休日等)	
<u>第 9 条</u> 略	第 7 条
(給与)	
<u>第10条</u> 略	第 8 条
(退職手当)	
<u>第11条</u> 略	 <u>第 9 条</u>
 (施行細則の委任)	
<u>第12条</u> 略	<u>第10条</u>

附 則

この規程は,公布の日から施行する。